

社会保険おきなわ

2026. 1 No.520

今月の記事

年頭のご挨拶 2-3p

コラム『編集者が伝えたい、「社会保険おきなわ」の魅力』 6-7p

沖縄県社会保険協会

職場の健康づくりをお手伝いします! 10p

年金シニアライフセミナーのご案内 11p

社会保険Q & A「教えて城間先生!!」 12p

年金事務所

20歳からの国民年金 4p

令和7年度年金委員表彰/口座振替のご案内 5p

協会けんぽ沖縄支部

医療費のお知らせ/健康保険委員表彰 8p

健診が新しくなります/電子申請開始/マイナ保険証を利用 9p



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C166756



職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



一般財団法人 沖縄県社会保険協会

〒900-0031 沖縄県那覇市若狭1-3-2[タカダ若狭ビル501号]
TEL:098-861-2681 FAX:098-861-2682 e-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp



年頭のご挨拶



一般財団法人沖縄県社会保険協会

会長 川上 康

あけましておめでとうございます。

会員の皆様をはじめ、本誌をご愛読いただいております皆様方には、ご健勝で新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、協会事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、昨年海外では、米国の第二次トランプ政権の発足に伴い大幅関税が導入されるなどの経済的な混乱はありましたが、世界各地での紛争が一部収束に向かうなど和平に向けての動きも出始めており、本年こそは落ち着きを取り戻すことを願うばかりでございます。

一方国内では、史上初の女性首相となる高市新政権が発足し、株価が史上最高値を更新するなど明るい話題も多くありましたが、円安や関税に伴う輸入物価の上昇や米価・ガソリン価格が高止まりするなど、物価上昇に賃金の引き上げが追いつかず、引き続き家計を圧迫する状況が続いています。

我が国では、少子高齢化が急速に進むなか、社会保障費の増大にどのように対応していくかが継続的な課題となっており、政府では、安定した財源の確保や更なる制度の充実を図るよう、様々な改革に取り組んでいます。

その様ななか、賃上げの動きが加速し中小企業にまで広がるかどうか、また「年収の壁」の見直しがどのようなかなど、本年は今後の社会保障制度の在り方に影響のある年となりそうです。

私ども協会といたしましては、県内各年金事務所や全国健康保険協会沖縄支部（協会けんぽ）と連携を取りつつ、会員の皆様に社会保険制度に関する様々な情報を「広報誌」や「ホームページ」を通して提供して参ります。

また、社会保険に関する事務講習会や各種セミナーの開催、被保険者および被扶養者に対する健康づくり講習会やDVDの無料貸し出し、宿泊施設の優待利用（割引）や家庭常備薬（特別価格）の斡旋といった福利厚生支援など、各種事業を積極的に行ってまいります。

昨年も多くの方の皆様に新たにご入会いただきましたので、より一層会員様向けの事業を拡充してまいります所存でございます。

本年も、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げます年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

日本年金機構

沖縄県代表事務所(兼)
那覇年金事務所

所長 栄門 史彦



新年あけましておめでとうございます。
沖縄県社会保険協会会員の皆さまにおかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また平素より年金制度の普及・啓発並びに適正な事業運営に向け、格別のご理解とご協力を賜っていますこと、厚く御礼申し上げます。

昨年は、物価動向をはじめ社会・経済環境が大きく変化の中で、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のため、被用者保険の適用拡大や在職老齢制度の見直しをはじめとした年金制度改正が行われ、国民の皆さまに安心と信頼をお届けする年金事業の役割が、これまで以上に注目され、重要となった一年でございました。

沖縄県におきましても、若年人口の多さという強みとともに、雇用環境の変化、在留外国人の増加など、地域特有の課題に向き合いながら、皆さまと連携、ご協力いただきながら取り組んでまいりました。

さて、私も日本年金機構では、令和7年の組織目標として「挑戦と改革」お客様サービスの一層の向上のためのデジタル化の推進」を掲げ取組を進めてまいりました。

この目標のもと、業務処理のオンライン化の推進、お客様チャネルの再構

築、基幹業務の更なる推進にあたっては、「国民年金現年度納付率の14年連続の向上」「厚生年金未適用事業所の更なる解消」「厚生年金保険料収納率の過去最高値に向けた着実な収納確保」また年金給付分野におきましては「年金相談が増加する令和8年度に備えたお客様相談体制の整備」等について、重点的に取り組んでいるところです。

これらの施策を着実に推進するにあたり、沖縄県社会保険協会会員の皆さまから頂戴しております日頃からのご協力は、誠に欠かすことができないものでございます。昨年も会員企業における社会保険制度の普及啓発、若年層や外国人従業員への丁寧な情報提供、各種事業への周知協力など、多方面にわたりご支援を賜ったことに、重ねて深甚なる感謝を申し上げます。

本年も引き続き年金制度を実務にする機関として、無年金・低年金の発生を防止し、制度の公平性を維持し、正確に給付するための基幹業務の更なる推進や、お客様サービスの一層の向上に取り組んでまいります所存でございます。

会員皆さまのご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げますとともに、変わらぬご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の挨拶といたします。

年頭のご挨拶

全国健康保険協会沖縄支部

支部長 金城 均



あけましておめでとうございます。
旧年中は協会けんぽ沖縄支部の業務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年2025年は、団塊の世代がすべて後期高齢者に移行し、「少子・高齢化」「労働人口の減少」といった構造的な問題を抱える社会保険分野において節目の年でした。物価高のもと現役世代の社会保険料負担の軽減が政局の争点の一つとなる一方で、人手不足や資材価格の高騰による医療機関経営への悪影響が顕在化するなど、医療の提供と医療財政の問題が改めて問われた1年でした。

このような環境の下、協会けんぽにおいては、持続可能な医療保険体制を確立するため、保険者機能の發揮を基盤に、医療費適正化への取り組みに注力してまいりました。特に昨年は、加入者の健康の保持増進をより一層推進するため、従来の特定健診、特定保健指導、重症化予防対策に加え、がん検診項目「胸部X線検査」受診後の要精密検査・要治療対象者向け医療機関受診勧奨を実施しました。

また、良質かつ効率的な医療体制を実現する医療DXの起点として、

マイナ保険証を基本とする受診体制の勧奨に努めました。

2026年は、現役世代の健康の保持増進のための取組を一層推進する観点から、35歳以上の被保険者の人間ドック健診に対する定額補助や20歳、25歳、30歳の若年層を対象にした生活習慣病予防健診の実施を予定しています。

年明け1月には、協会けんぽの給付金等の申請がスマートフォンやパソコンから可能となる電子申請の導入や、加入者の日常の健康づくりをサポートする「けんぽアプリ」のリリースを実施し、DXの推進による更なる加入者の利便性向上や負担軽減に努めてまいります。

コラボヘルスの観点からは、「うちなー健康経営宣言」参加事業所の拡大に引き続き取り組むとともに、「宣言事業所」の健康づくり支援の更なる実効性の向上に向けて関係者と連携してまいります。

本年も皆様のご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

沖縄県社会保険協会の益々のご発展と会員皆様のご健勝・ご多幸を祈念申し上げます。

＼年金事務所からのお知らせです／

20歳から

>>>

国民年金



日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。



加入するかしないかは、本人の自由でしょう？

いいえ。加入して納付することは義務です。

国民年金は、**20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの全ての方**が加入することが法律で義務付けられています。



保険料を納めていない人が多いと、ニュースで見ました。私も払わなくていい？

「国民年金の納付率が7割」と報道されたことで多くの方が誤解されています。実際は、厚生年金、国民年金、共済年金を合わせた公的年金加入者全体の約99%の人がきちんと保険料を納付しています。（保険料を免除または猶予されている人を含みます。）



毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は、月額**17,510円**（令和7年度）です。

保険料が割引される前納制度もあります。月額400円の付加保険料をプラスすると、年金が増える制度もあります。お支払いは口座振替が便利で、60円（各月）が割引される早割制度もあります。詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。



毎月17,510円は払えない…そんなときはどうすればいいの？

納付が経済的に困難な場合、ご本人からの申請により保険料の納付が「**免除**」または「**猶予**」される制度があります。

学生の方は『学生納付特例制度』を学生以外の方は『免除制度』または『納付猶予制度（50歳未満）』をご利用ください。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先は
各年金事務所の国民年金課です。
（自動音声案内2番→2番）

那覇 098-855-1111
名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343
平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267
石垣 0980-82-9211

＼年金事務所からのお知らせです／

令和7年度 年金委員功労者表彰

年金委員の多年にわたる活動に対して謝意を表すとともに、公的年金に係る事業の円滑な推進及び年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められた方に対し、令和7年度の表彰を行いました。

日本年金機構理事表彰（職域型年金委員5名）

渡嘉敷 文 男 様	社会福祉法人 那覇垣花福祉会
山城 典 子 様	株式会社 農協直販
中 田 美奈子 様	社会福祉法人 沖縄エンゼル福祉会
石 川 雅 美 様	有限会社 カデナ自動車学校
山城 敦 子 様	社会福祉法人 城山ネットワーク会議 あすなろ認定こども園

受賞者の皆様おめでとうございます。

事業主の皆さまへ

口座振替の手続きはお済みですか？

～ 原則、納め忘れのない口座振替による納付をお願いします ～

[口座振替のメリット]

- 毎月、金融機関に出向く必要がなく、手間と時間が省け便利です。
- 毎月のお支払いを通帳で管理でき、現金を持ち歩く必要もなく安全です
- どんなに忙しくても安心です。うっかり納め忘れることもなく便利です。

手数料もかかりません!!



[全国の金融機関がご利用いただけます]

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等の口座から振替できます。
- ※ただし、インターネット銀行等、一部お取り扱いできない金融機関があります。

[いつ振替されるの?]

- 毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座から引き落とします。
- ※ただし、末日が土日祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。
- ※**口座振替開始月**については、お手続きをされた日付や書類の不備等により、ご希望に添えないこともあります。
- 毎月20日前後に、「**保険料納入告知額・領収済額通知書**」を発送し、当月末日の振替予定額と、前回の振替済金額をお知らせします。

お手続きは簡単です!!



※なお、残高不足等の理由により口座振替できなかった場合、後日納付書を送付致しますので、金融機関の窓口等で納付していただくことになります。

お問い合わせ先は、各年金事務所の

厚生年金徴収課です。自動音声案内「4」

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

★届出書類の郵送での提出先 〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル 日本年金機構 福岡広域事務センター宛

column

『編集者が伝えたい、「社会保険おきなわ」の魅力』

「学べば学ぶほど、自分がどれだけ知らないかを思い知らされる」

かの有名なアルベルト・アインシュタイン氏の言葉です。

皆さん初めまして、私は広報誌「社会保険おきなわ」編集担当の川寄です。いつも当広報誌をご愛読いただきありがとうございます。

私は2019年1月号から主にコラムページを中心に関わらせていただき、丸7年となりました。コラムは主に保健、栄養、運動、メンタルケア、チームビルディングなどの専門家の皆さんに執筆いただいています。

これまで様々な分野の執筆者の皆さんとやり取りをしながら、添削のため誰よりも早くコラムを読んできました。その度にコラムページは特に「こんな見方があるのか」と刺激をもらっています。そしてそのどれもが働く人や企業を支える大切な世界だと感じています。

そこで今回は「社会保険おきなわの楽しみ

方」を皆さんにお伝えできればと思います。

○編集者の想い

本題に入る前に僭越ながら、編集者とは別の私の仕事についてお話をさせていただきます。

私は基本的にフリーランスとして、20代から様々な仕事をさせていただきました。始めはイベントのカメラマンから、冊子やチラシのデザイン、動画編集、WEBライター、地方新聞の通信員、個人や放課後等デイサービスでイラストや創作の先生、組合や行政関連の短時間事務仕事など。あとは仕事ではないですがフリーランスになってから地域の消防団にも入団しました。

振り返ると色んなことをやってきたあと我ながら感じております。実は記した仕事はどれも波はあるものの、同時並行で継続している仕事ばかりです。ただ全ての仕事において共通した考え方があります。それは「相手が何を考えているか」です。

写真は「納品先は何に使いたいか」、子どもたちに絵を教えるときは「この子は何が

好きなのか」、消防団活動では「団員として自分は何を求められているのか」と、最終的に受け取る側のことを考えて仕事をしています。そのため当広報誌に関しても、同じ思いで取り組んでいます。

○自分事として制度を知る

皆さんはこの頃学ぶ機会はありますか？私は仕事、家事、育児に追われ、時間が空いてもスマートフォンでSNSをつい見てしまします。新しいことを学ぶのは必要が無い限りどうしても後回しにしてしまいがちです。また学ぶこと自体、興味が湧くまたは必要性に気づかないと自ら集めに行かないのが現実です。ですがいつの間にか制度や働き方、企業を支える仕組みなど、今までの当たり前があったという間に変わっていくのが現代。それぞれの専門分野であれば、その制度変更を敏感に



キャッチできますが、同じ職場であっても役職が変わるだけ知らないことが多くなります。

だからこそ当広報誌では、企業で働く様々な立場の皆さんにとって自分事として制度を知るきっかけになればと考えております。年金や健康保険、社会保険に関する新しい制度はもちろん、「教えて城間先生!!」では社会保険労務士の城間先生が実際に相談業務の現場で「多くなった」「伝えておきたい」と感じたことを、分かりやすい事例と共に紹介しております。かく言う私もこの度妊娠し、今年9月号の出生後休業支援給付金の記事を目にして、このような制度があることを知ることが出来ました。お手元に届いている当広報誌には最新の情報が盛りだくさんです。ぜひ目を通して「こういうものがあるのか」とサラッとでも良いので知識を得てはいかがでしょうか。

○コラムは新しい知識の扉

コラムは、保健、栄養、運動、メンタルケア、チームビルディングといった自分自身、職場で共に働く仲間目看向く内容から、企業の皆さんに向けて「こんな視点もありますよ」というような、普段関わる機会が少ない

ジャンルの方にも執筆いただいています。

なぜこのような方々にも執筆していただいているか。私の考えに似た言葉をステイブ・ジョブズ氏も言っていました。

「顧客が求めているものをただ与えても十分ではなく、先に示すことが大事」

先にお伝えしたように、現代社会なかなか時間を取って自分の知らない新しいことを学ぶ機会が少ないです。そこで当広報誌から新たな視点として、多様な専門分野の方もいることをお伝えしています。

読んでくださる皆さんの中に、

「知らなかったけど、気になるからもっと知りたい」

「今までにない見方だけど、自分の会社にも取り入れられるかもしれない」

そんな小さな芽が生まれることを、私はいつも願っています。

○2カ月に1回、知ることを楽しみに

知ることは、誰にとっても自由で、楽しいものです。そしてその楽しさは、働く人を支え、企業を支え、地域を支える力になります。これからも沖縄県の企業の皆さんが求める情報と新たな知識を得られるような、そんな広報誌を目指して関わらせていただきたいと思います。

います。今後ぜひ2カ月に1回の楽しみとして、どうぞよろしく願います。

最後になりますが、いつもご拝読いただいている読者の皆さまはもちろん、コラム執筆者、沖縄県社会保険協会、年金事務所、協会けんぽ沖縄支部のご担当者、印刷会社、送業者など多くの皆さまに改めて感謝申し上げます。

フロイール

「社会保険おきなわ」広報誌編集担当 川 寄 紋氏

「社会保険おきなわ」が8頁から12頁に増ページした2019年1月号からの編集を担当。

その他フリーランスとしてデザインやライティング、子ども向けのイラスト講師など、多様な仕事を行っている。



＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです／

「医療費のお知らせ」を事業所宛てに送付します

送付時期

令和8年1月中旬から下旬

対象期間

主に令和6年9月から令和7年8月診療分

事務ご担当者さまへのお願い

- 「医療費のお知らせ」は従業員（加入者）ごとに個別に**封入した状態**でお送りします。**開封せずに各従業員にお渡しください。**
- 退職された方のお知らせが届いた場合は、お手数ですが同封の返信用封筒にて協会けんぽへご返送ください。
※送付対象者は、令和7年11月上旬時点で加入資格が確認できた、対象期間中に受診がある方です。

令和8年度以降の「医療費のお知らせ」について

- マイナポータル等のデジタル化の推進に伴い、今回（令和8年1月送付分）の送付を最後に一括送付を終了いたします。
- 令和8年度以降の医療費情報の確認は、マイナポータルをご利用くださいますようお願いいたします。
- 「医療費のお知らせ」が必要な方は、その都度「医療費のお知らせ依頼書」にて、加入者様より申請していただくことで、「医療費のお知らせ」を個別に作成し送付いたします。

確定申告（医療費控除）にご活用いただけます

今回お送りする「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細として使用することができます。なお、確定申告（医療費控除）に関する詳細は、税務署へお問い合わせください。

療費のお知らせに関するお問い合わせ先 レセプトグループ（☎ガイダンス2番）

令和7年度 健康保険委員表彰者をご紹介します

協会けんぽでは、健康保険委員の活動や功績に対して感謝の意を表するとともに、健康保険事業のさらなる円滑な推進と健康保険委員活動の活性化を目的に、健康保険委員表彰を行いました。

理事長表彰

泉 川 郁 子 様 平良港運株式会社

支部長表彰

伊 保 満 月 様	一般社団法人トロピカルテクノプラス
上 地 修 様	株式会社野原建設
上 地 良 美 様	有限会社スタプランニング
上 原 優 子 様	株式会社りゅうせき建設
上 間 修二郎 様	金秀鋼材株式会社
玉 村 美智子 様	沖縄ツーリスト株式会社

（支部長表彰者五十音順）

- ・従業員やそのご家族の健康保険に関する手続きや、健康づくりのための情報発信を行うなど、事業所さまと協会けんぽの架け橋になっていただける健康保険委員を随時募集しています。
- ・ご登録は無料、「健康保険委員登録届」をFAXまたは郵送でご提出いただくだけで完了です。当該事業所にお勤めの被保険者の方であれば、どなたでもご登録いただけます。

健康保険委員
についてはこちら



健康保険委員に関するお問い合わせ先 企画総務グループ（☎ガイダンス4番）

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです／

被保険者様を対象とした健診が新しくなります！

令和8年4月よりスタート

健診の種類	対象者	ポイント
New 人間ドック健診 ※1	35歳以上	補助額最高25,000円 ※1
生活習慣病予防健診	20歳、25歳、30歳、35歳以上 (※2 対象年齢拡大)	骨粗鬆症検診の新設 ※3

- ※1 35歳以上の被保険者を対象に、新たに人間ドックに対する費用を補助します（最高25,000円）。生活習慣病予防健診と人間ドックのいずれかを選択して受診できます。
- ※2 35歳以上が対象であった生活習慣病予防健診の一般健診について、受診対象年齢を拡大し、新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象となります（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）。
- ※3 40歳以上の偶数年齢の女性については、生活習慣病予防健診に新たに骨粗鬆症検診を追加することができます。

健診に関するお問い合わせ先 保健グループ（☎ガイダンス2番）

電子申請開始に関するお知らせ

電子申請は郵送にかかる手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん！
詳しくはこちらの二次元コードを読み取って、ホームページをご覧ください。

電子申請についてはこちら



電子申請に関するお問い合わせ先 業務グループ（☎ガイダンス1番）

より良い医療を受けるためマイナ保険証を利用しましょう

ご注意ください！ 健康保険証は令和7年12月2日以降使用できません。

今後は、マイナ保険証または資格確認書を使用して医療機関を受診することができます。

医療機関の受診は
マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナバーカードに保険証利用の登録をしたもの



マイナ保険証についてはこちら



マイナ保険証・オンライン資格確認
資格確認書・資格情報のお知らせ等

に関するお問い合わせ先

協会けんぽマイナバー専用ダイヤル
(☎0570-015-369)



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

〒900-8512（この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。）

☎098-951-2211（代表）受付時間／8：30～17：15（土日祝日・年末年始除く）

沖縄支部
ホームページ



LINE
友だち募集



- 各種申請はすべて郵送でお手続きができます。
- 申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

沖縄県社会保険協会 会員限定

職場の健康づくりをお手伝いします！

～沖縄県社会保険協会では、
職場で働く皆さまの健康管理・保持・増進など、
健康づくりの支援事業を行っています～

◇健康づくり講師の派遣◇

職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、保健・栄養・運動など、それぞれの専門講師が、あなたの職場に伺います。

職場内で健康づくりをお考えの方、この機会に是非ご利用ください！

【講演内容：例】

保健師 ・生活習慣病の予防講習 ・健康相談 （血圧・体脂肪等測定） など	管理栄養士 ・食事と健康 ・ヘルシー献立の立て方 （食事ダイエット法） など	健康運動指導士 ・健康体操 （腰痛・肩こり予防） ・すぐ出来るストレッチ ・運動に関する講話 など	その他専門家 ・セクハラ、パワハラ ・メンタルヘルス ・コミュニケーション ・アンガーマネジメント など
--	--	--	---

◆講師の派遣費用は**無料**です。（講師の確保・調整のため1ヶ月前までにお申し込みください。）

◆講習の時間は1～2時間程度です。 ◆受講者は、20名様以上でお願いします。

◆申込方法は、下記「申込書」によりFAXまたはEメールでお申込み下さい。

◆多くの会員の方にご利用頂くため、年度で1回のお申込をお願いします。

※zoomなどのオンラインを利用した講習も可能ですので、お気軽にご相談ください。

「職場の健康づくり」講師派遣申込書

FAX : 098-861-2682 または
E-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp

所在地	〒 ー				
事業所名	(担当者氏名)				
電話番号	(E-mail 又はFAX)				
実施希望年月日	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分	～	時 分
受講者予定数	男性 名	女性 名	合計	名	
実施場所	会場名 住所 (講師用駐車場: ☐ 有り・ ☐ 無し)				
希望講師	※希望の講師に ☒ 印をお願いします。 ☐ 保健師 ☐ 管理栄養士 ☐ 健康運動指導士 ☐ その他専門家 ()				
希望講習内容	※具体的な講習内容については、講師と打合わせしていただきます。				

※実施終了後は、実施報告書の提出をお願いします。フォームは任意の様式でも構いません。

報告書：沖縄県社会保険協会HP>事業案内>健康づくり事業>健康づくり講師の派遣の④に掲載

～社会保険委員会・社会保険協会からのお知らせ～

年金シニアライフセミナーのご案内

退職後の年金、健康保険などの手続きや給付などをわかりやすく、また、健康で生きがいのある生活に役立つように分かりやすくご説明いたします。

退職を間近に控えた方、配偶者、事務担当の方などお気軽にお越し下さい。

日 程	会 場 名	定員	講 師
令和8年 1月19日(月)	吉の浦会館大ホール (中城村安里187-1)	50名	I部「社会保険の仕組みと手続き」 特定社会保険労務士 城間 洋子 先生
令和8年 1月20日(火)	浦添市産業振興センター結の街 (浦添市勢理客4-13-1)	50名	II部「ライフプランと生きがいについて」 活性化セミナー研究所 豊澤 敏明 先生
受付12:30～ 開始13:00～ 終了16:30		定員に達し次第締め切りとさせていただきます。	

参加対象者

50歳以上の厚生年金保険被保険者及び配偶者、事務担当者または年金委員の方 **※ご夫婦でのご参加もお勧めします。**

内 容

- 退職後の年金、健康保険、雇用保険の手続き・給付などについて
- 退職後の健康と生きがいづくりについて



参加料無料

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、FAX又はEメールにてお申し込み下さい。

お申し込み お問い合わせ

沖縄県社会保険委員会
一般財団法人 沖縄県社会保険協会

TEL 098-861-2681・2644

FAX 098-861-2682

E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

共催：(一財) 全国社会保険共済会・全国社会保険委員会連合会

令和7年度 年金シニアライフセミナー参加申込書

参 加 日	令和8年1月 日	会場	☐ 吉の浦会館大ホール ☐ 浦添市産業振興センター 結の街		
事業所名			電話番号		
所 在 地	〒		FAX		
参 加 者	氏 名	性別	年齢	区分 (該当する方に✓印を)	※連絡先等
		男・女		☐ 被保険者 ☐ 配偶者 ☐ 事務担当者 ☐ その他	
		男・女		☐ 被保険者 ☐ 配偶者 ☐ 事務担当者 ☐ その他	
		男・女		☐ 被保険者 ☐ 配偶者 ☐ 事務担当者 ☐ その他	

※ この申込書にご記入いただきました個人情報当セミナーの目的以外での使用はいたしません。

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.31

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、65歳以上の働き方と雇用保険についてです。

?



相談者

Q

私は65歳で定年後の継続雇用を終了しました。幸い身体は丈夫でこれといった持病もないので、これから短時間で2か所の職場で勤務することを考えています。短時間勤務（週20時間未満）なので雇用保険加入は無理だと思っていますが、2か所以上の勤務で週に20時間以上なら雇用保険の加入は可能でしょうか？

A

はい、可能です。

一般の労働者が雇用保険に加入するには「①1週間の所定労働時間が20時間以上であること」「②31日以上継続して雇用される見込みがあること」いずれの条件にも該当することが必要となります。

しかし平均寿命が延びていることや高齢者の就業機会を確保することなど、65歳以上の人を対象に「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が令和4年1月から施行されています。



城間先生

Q

マルチジョブホルダー制度（マルチ高年齢被保険者）の加入条件は何ですか？

A

「加入条件」として以下の①、②、③をすべて満たしていることが必要となります。

- ①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
 - ②2つの事業所（それぞれの1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間（雇保則65条の7）以上20時間未満であること）の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上あること、2つの事業所の雇用主は異なる事業主であること
- 例）A事業所勤務が週15時間 B事業所勤務が週8時間のような場合がこれにあたります。

Q

退職した場合の失業給付の内容は？

A

高年齢被保険者が退職した場合と同様で、原則として退職日以前1年間に被保険者期間が**6ヶ月以上**あること。支給日数は下記の表のとおり被保険者期間に応じ**一時金**として支給されます。

算定基礎期間	1年以上	1年未満
給付日数	50日	30日

※手続きについては、被保険者資格取得届、喪失届などすべてマルチ高年齢被保険者本人が、自身の居住している管轄のハローワークで行います。本人の申し出により適用される制度ですが、その後は強制加入の被保険者と同様であり、加入条件に該当しなかった場合を除き、任意脱退は認められていません。

なお、保険料については強制加入被保険者と同様に、納付義務は事業主にあり、保険料負担も強制加入被保険者と同様になります。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

1月：9日（金）・16日（金）・23日（金）・30日（金）

2月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

